

情公審第29号
平成23年12月27日

島根県知事様

島根県情報公開審査会
会長 藤田達朗



島根県情報公開条例における実施機関に県が出資等している法人
を加えることについて（答申）

島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号）第22条
第1項第2号の規定に基づいて、島根県知事より平成23年11月10日付け総
第1626号で諮問のあった標記事案についての、当審査会の意見は下記のと
おりです。

記

県が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人（以下「県出
資法人」という。）は、地方公社や公益認定社団・財団法人などその形態、設置
根拠法、設立目的及び業務内容など多岐にわたっている。

このうち、島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社はそれぞれの特別法に
基づき設置され、県の強い管理監督権限の下で県と一体となって県行政を補完す
る業務を行っている。したがって、県と同等の公共性・公益性を持つ法人である
といえ、国及び他県等における状況に鑑みて、条例を適用する実施機関に加える
べきである。

上記の二公社以外の県出資法人については、それぞれの設立目的によって自主
性を保ち、自律的に活動している。その自主性・独立性は憲法を始め我が国の法
体系の中において担保されているところである。したがって、県が当該法人に対
して全額出資しているとしても、その活動に関し自主性・独立性を損なうような
強制は控えるべきである。

以上により、上記の二公社以外の県出資法人については、条例を適用する実施
機関に加えることは適当でなく、現行条例のとおりそれぞれの法人の自主的な取
り組みを促す旨の規定を置くことが妥当である。